

恵庭市告示第146号

主観評価の実施基準の一部を次のとおり改正したので、ここに告示する。

令和6年12月9日

恵庭市長 原 田



記

主観評価の実施基準の一部を改正する告示

主観評価の実施基準（平成20年告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

(11) 健康経営への 取り組み	定期申請時において、日本健康会議の「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者	10点
---------------------	---	-----

第4条第2項の表に次のように加える。

(11) 健康経営への取り組み	日本健康会議の「健康経営優良法人」認定証の写し
-----------------	-------------------------

附 則

この告示は、令和6年12月9日から実施する。